

6 基本的な推進方向

<目指す姿>

全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由
に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される
地域社会

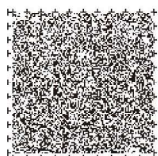
ひとにやさしいまちづくりとは、この目指す姿の実現のため、全ての人が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していく取組です。

ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向を次のとおりとします。

- ① 全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』
- ② 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』
- ③ 全ての人に使いやすい『ものづくり』
- ④ 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』
- ⑤ 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』



エレベーターとエスカレーターの乗り場が同じ場所にあり、使う人が使いやすい設備を選択できます



7 推進の基本的視点

「ひとにやさしいまちづくり」の取組を進める上での基本的視点を次のとおりとします。

① 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

全ての人々が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していこうという取組であるひとにやさしいまちづくりを進めていくためには、実際にそれらを利用する多様な方々のニーズを把握することが重要です。

様々なニーズには実現が容易でないものや、関係者間の利害が一致しないものも含まれるものと考えられますが、お互いのニーズの相違を理解し、歩み寄り、解決策を見いだしていく上で、十分な双方向の対話が行われることが重要です。

② 取組の発展的推進(終わりなき取組)

全ての人々が満足して利用できるものの実現は実際にはなかなか困難です。

しかし、個々の取組における利用者の参画や、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の(他の)取組に活かし、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ(段階的・継続的発展)へとつながっていくことが期待されます。

「終わりなき取組」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

③ さりげないデザインへの配慮

例えば、エスカレーターとエレベーターの乗り場が同じ場所にあり、使う人が使いやすい設備を選択して使用できるなど、誰もが使用しやすい設備のあり方が求められています。

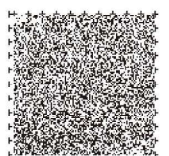
誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮が重要です。

併せて、表示を大きくしたり、明瞭な着色とするなど、必要とする人が分かりやすいような配慮も必要です。

④ 柔軟で持続可能な取組

ひとにやさしいまちづくりの推進について、特に施設等の整備は、資金的な制約や、土地の面積、建物の構造等の物理的な制約を受けることも多く、全てを画一的に進めることは現実的には困難です。

ひとにやさしいまちづくりは、それぞれの状況に応じ、できるところから、柔軟かつ、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。



8 具体的な推進方向

今後の具体的な推進方向を次のとおりとし、本県のひとにやさしいまちづくりに取り組んでいくこととします。

① 全ての人が互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』

ひとにやさしいまちづくりの推進の基本となるのは、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ（LGBT等）、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人の存在を理解し、お互いに尊重し、支え合うことのできる「心」の醸成です。そのために次のことに取り組みます。

- ① 意識啓発（県民、事業者全般に対する働きかけ）
- ② 学ぶ機会づくり（自ら学習する機会の提供）
- ③ 人材育成（率先して取り組む人材・組織の育成）

① 意識啓発の促進

【推進上の課題・視点】

意識啓発は、ひとにやさしいまちづくりを進める上での基本となるものであり、県民や事業者に対し、あらゆる機会、方法により、粘り強く進めていくことが必要です。

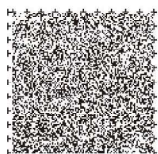
ア ユニバーサルデザインの考え方の普及や、多様な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性的指向、性自認等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていきます。

イ 県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための、研修会等を定期的に開催していきます。

ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションへの配慮の方法などの理解が広がるよう周知を図ります。

特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。

エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が推進する「心



のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普及を図ります。

オ 県民の意識高揚に向け、ひとにやさしいまちづくりに関するアイデア公募や、優良な取組に対する表彰等を行っています。

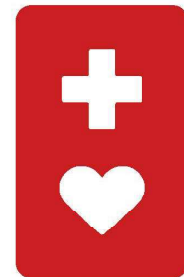
カ 県民による主体的で活発な取組を進めていくため、ボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への積極的参加を促進していきます。

キ 県民の理解と協力に基づいて歩行に困難のある障がい者や高齢者、妊産婦等が障がい者用駐車場を適正に利用するための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」（県と施設管理者が協定を締結し、県が「利用証」を交付することにより、適正利用を促進する仕組み）の普及を図り、「ひとにやさしい駐車場」の適正利用を促進していきます。

ク 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ストラップ型ヘルプマーク」の普及をはじめ、各種マークの紹介等を通じて、お互いに支え合う心の醸成を促進していきます。



ひとにやさしい駐車場利用証
(緑色：長期用、橙色：短期用)



配慮を必要としていることを知らせる
「ヘルプマーク」

2 学ぶ機会の充実

【推進上の課題・視点】

多様な人がお互いに尊重し、支え合うことができる「心」の醸成には、子どものころからの教育の充実を進めていくことが必要です。また、生涯を通じて、県民がユニバーサルデザインについて自ら学ぶ機会の充実を進めていくことが必要です。

〈学校教育〉

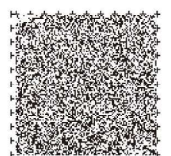
ア 学校においては、障がいのある児童生徒が身近な学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことのできる教育の場の拡充と、学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解増進や、障がいのある生徒の就業支援に取り組んでいきます。

イ 総合的な学習（探究）の時間等において、ひとにやさしいまちづくりに関する教育活動が積極的に導入され、ユニバーサルデザインに対する児童生徒の理解が促進されるようにするため、各種教員研修における内容の充実等に努めます。

また、小中学校等においては、道徳をはじめとする各教科等で心のバリアフリーに関する内容を扱うとともに、特別支援学校が実施している交流籍を活用した交流及び共同学習等により児童生徒の相互理解の促進を図ります。



出前授業で手話を学ぶ様子



8. 具体的な推進方向

- ウ 学校等に対し、ユニバーサルデザインに係る講師の紹介（派遣）や体験プログラム等を提供し、学習会及び体験学習の実施に向けた各種公共的施設の調整等に努めます。
- エ 福祉教育の推進等を通じて、高齢者や障がい者などとの地域における多様な交流等を促進していきます。

〈生涯学習・社会教育〉

- オ 関係機関や団体等と連携協力し、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりを基盤として、県民が自らひとにやさしいまちづくりについて学習する機会や情報の提供に努めます。
- カ 学校・家庭・地域が連携した奉仕体験など多様な体験活動への参加促進等により、ひとにやさしいまちづくりに関する学びの環境づくりを進めます。



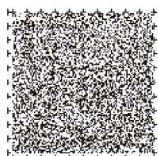
不特定多数の方が利用する公共的施設の点検を行っているところ
（障がい者観光サポーターの会）

3 人材・組織の育成

【推進上の課題・視点】

- ひとにやさしいまちづくりの取組の着実な進展を図るためには、地域や各種組織等において、率先して取り組む人材の育成を進めていくことが必要です。
- 各分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくために、個々の行政職員の理解を深めていくことが必要です。
- ユニバーサルデザインに関する新たな技術や知見、先進的な取組等を効果的に本県の取組に取り込んでいくため、一元的に情報を収集し、発信していく情報拠点の確立を進めていくことが必要です。
- 県民ニーズの多様化が進む中、ひとにやさしいまちづくりを進めていく上で、行政は民間団体との一層の連携を図りながら、取組を進めていく必要があります。そのため、民間団体の活動の活発化を進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時に要配慮者への支援が的確に行われるよう、ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワーク作りを進めていくことが必要です。
- 希望郷いわて国体・大会により高まったボランティア参加の意識や機運を、レガシーとして継承し、ボランティア活動の継続を図ることが必要です。

- ア 各地域、商店街・宿泊施設等において、ひとにやさしいまちづくりの推進に率先して取り組む人材の育成のための研修の実施、講座の開設を行うとともに、その人材の活動支援に努めます。
- 併せて、国が交通事業者や宿泊施設向けに策定した高齢者や障がい者等の接遇マニュアルの普及を図ります。



- イ 様々な分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を反映させていくための、県・市町村の職員の理解促進に向けた疑似体験活動などを含めた研修を実施していきます。
- ウ 県及び県立大学が連携し、ユニバーサルデザインに関する情報拠点として、ひとにやさしいまちづくり推進のための各種情報の一元的な収集・発信を積極的に行っていきます。
- エ ひとにやさしいまちづくりを推進するNPO法人等の民間活動の活動基盤の強化の支援を行うとともに、地域の実情に応じたNPO、地縁組織、企業、行政等による連携・協働のネットワークづくりに取り組みます。
- オ 災害時に要配慮者への支援などが的確に行われるよう、防災ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワークづくりを関係団体とともに進めます。
- カ 多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できる福祉ボランティアの養成を支援し、ボランティア活動の促進を図ります。
- キ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、全国に先駆けて設置した、大規模災害時に避難所等において、要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う「災害派遣福祉チーム」について、官民学の関係団体とともに派遣体制の充実・強化を図ります。

2 全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』

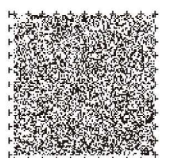
「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。

全ての人が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」を目指し、建築物、交通機関、道路、住宅、公園・観光地等の憩いの空間、商店街等の改善の促進に取り組みます。

1 まちづくり全体

【推進上の課題・視点】

- 全ての人の移動の円滑化を図る観点から、連続した「線」の整備、行動範囲の広がりをもたらす一体的な「面」の整備に取り組んでいくことが必要です。
- 多様な人々のニーズに対応するため、できるだけ多様な人々の意見を把握し、それを反映させていく仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに、引き続き取り組むことが必要です。また、災害時の避難に備えるなど、防災・減災のまちづくりを進めていくことが必要です。



ア 一定の地区における施設や移動経路等の一体的な整備を促進するため、市町村によるバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく「基本構想」及び「マスタープラン」の策定を支援します。

イ 県が策定する、まちづくりにかかわる各種計画の策定に際して、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくことにより、総合的なまちづくりを促進していきます。

ウ 県の公共的施設を新設する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みをもとに、意見把握からその反映に至る一連の取組をモデルとして広く示すことにより、多様な利用者のニーズを反映させていく取組の民間施設等への波及を促進していきます。

エ ひとにやさしいまちづくりにかかる他県の先進事例などを含む優良事例を体系的に収集・整理し、県のホームページ等で広く公開していくことにより、他の取組への活用を促進していきます。

オ 東日本大震災津波からの復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町村への助言や支援を行います。

カ 高齢者や障がい者などの方々が自動車で移動しやすい環境整備のため、「ひとにやさしい駐車場（指定駐車施設）」の更なる拡充を図ります。

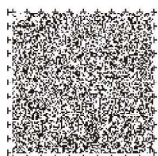


傘をさせない車椅子の方も、雨や雪を気にせず安全に移動できる屋根付きの駐車場

2 公共的施設・建築物

【推進上の課題・視点】

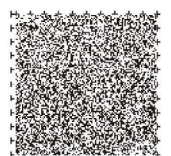
- 平成30年度の希望郷いわてモニター調査によると、まちの中の公共的施設や道路などにバリア（障壁）を感じる割合は「よくある」「たまにある」が約82%と8割を超えており、引き続きユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 民間の公共的施設、特に既存の施設の改善については、今後も、一層、事業者の意識啓発を進め、自発的な取組を促していくことが必要です。
- 公共的施設の新設等において、条例等に定める「整備基準」さえ充足すれば十分との意識が見受けられる場合もあることから、使う人の利用しやすさの追求についても、事業者に啓発を進めていくことが必要です。
- 本県においては、冬季における凍結、落雪等のため、車椅子が使用しにくい等の状況の発生を十分に配慮して施設等の改善を進めていくことが必要です。
- 学校や公民館等の避難施設に指定されている建物については、被災者、特に高齢者や障がい者などの要配慮者の良好な居住性の確保のために、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めていくことが必要です。



- ア 事業者及び建築関係団体の意識啓発を促進するため、研修会を実施するとともに、優良事例の普及に努めます。
- イ 地域のグループ等によって行われる公共的施設等の点検活動の成果の積極的活用を施設管理者等に対して働きかけるとともに、地域住民を対象とする「報告会」の実施等を促進していきます。
- ウ 県の公共的施設については既存の施設を含め、率先して整備に努めます。
- エ 県の低利融資制度（ひとにやさしいまちづくり推進資金）の利用促進を図ることにより、公共的施設の整備を促進していきます。
- オ 県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努めるとともに、その積極的な活用を促進していきます。
- カ 公共的施設の新設等にかかる当事者（利用者、施設設置者、設計者、施工者等）の参加の「ワークショップ」（提起された課題などに関して、意見交換や対応案の検討を行うための集まり）等の取組を支援することにより、事業者、利用者相互の理解を促進していきます。
- キ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設の公共的施設整備基準への適合を促進するため、整備基準適合に要する費用等にかかる情報提供を行うとともに、整備基準不適合原因の調査・分析の結果を踏まえた効果的な指導及び助言を行っていきます。また、整備基準適合施設にかかる適合証プレートの交付、施設への掲示等を通じ、事業者の意識の高揚及び県民による理解を促進していきます。
- ク 本県の気候風土を踏まえ、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備基準において、積雪、凍結に対応するためのひさしの設置等について定めているところですが、その整備促進について積極的に指導や事例の周知などを行っていきます。
- ケ ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて定める公共的施設の整備基準については、利用者のニーズの変化等も踏まえ、そのあり方について適時見直しを行っていきます。
- コ 福祉避難所の指定が進むよう市町村に積極的に働きかけるとともに、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化について主要な設置者である市町村を支援します。



ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に適合した施設に交付される適合証プレート



③ 交通機関等

【推進上の課題・視点】

- 駅舎等の公共交通施設の改善は段階的に進められているものの、階段による上下移動が必要な箇所もまだ多く、車両についても車椅子による利用が困難であるものも多いことから、引き続き改善に努めていくことが必要です。
- 車内、駅、停留所における発着時刻、行き先等の案内情報について、視覚に障がいのある方にとって音声案内が十分でないなど、必要な情報が得られない場合があります。また、在留外国人や外国人観光客も増加しており、利用する全ての方が、必要な情報を適切に得られるよう改善に努めていくことが必要です。
- 公共交通機関を維持・確保し、誰もが住みやすいまちづくりを進める観点から、公共交通主体の市街地交通のあり方について検討を進めていくことが必要です。

ア 駅舎やバスターミナル等の交通施設における、エレベーター・エスカレーター・スロープの設置、音声案内・表示装置、多言語表示等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通機関の整備を目指します。

イ 乗降口の段差をなくし、車椅子等でも円滑な乗り降りが可能で、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の導入の促進や、これらの乗務員向け、利用者向けの乗り方教室の開催を、交通事業者に対して働きかけていきます。

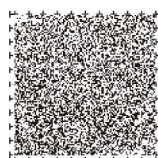


乗降口に段差がなく、誰もが楽に乗り降りでき、車椅子の方も利用しやすいノンステップバス

ウ 利用者の移動の円滑化を確保するために、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。また、交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、道路管理者等に働きかけていきます。

エ 視覚障がい者に対応した音声による案内など、誰もが円滑に移動するために必要な情報を確実に得ることができる交通施設や車内等での情報提供の確立について交通事業者に対して働きかけていきます。

オ 公共交通機関の利用促進を図るため、情報通信技術も活用しながら、渋滞緩和、定時運行を図るための各種取組を促進していきます。



4 道路

【推進上の課題・視点】

歩道の整備、視覚障がい者誘導ブロックの敷設等が着実に進んでいるものの、歩道の段差、急勾配の解消が必要な箇所も多く、継続して改善を進めていくことが必要です。

ア 最も基本的な移動手段である歩行のための空間を安全で快適なものとするため、歩道の拡幅・平坦化・段差解消、視覚障がい者誘導ブロック（黄色を基本とする）の設置、無電柱化、歩車道分離、交通安全施設等の新設・維持修繕に引き続き取り組んでいきます。

イ 冬季における安全で円滑な移動を確保するため、迅速で適切な除雪の実施等に引き続き取り組んでいきます。

ウ 外国人観光客も含めた道路利用者に分かりやすい道路標識の普及や、案内標識における英語表示の内容の統一に取り組んでいきます。



5 住宅

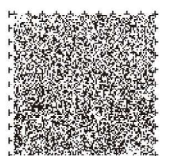
【推進上の課題・視点】

新築住宅については、ユニバーサルデザイン化が浸透してきているものの、既存住宅では物理的なバリアに加え、室内の温度差が原因で身体が負担を受ける「温熱環境的バリア」が取り除かれているとはいえない住宅も存在するため、引き続き、居住者、建築関係団体に啓発を図ることが必要です。

ア 県営住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進していくとともに、それをモデルとして、民間共同住宅のユニバーサルデザイン化の普及を促進していきます。

イ 新築や既存の個人住宅では、段差等を解消する物理的なバリアフリーに加え、室内の温度差が原因で身体が受ける負担を解消する「温熱環境上のバリアフリー」を行う技術者を養成し、全ての人が安心して快適に住むことのできる住宅の普及を促進していきます。

ウ 県内各地域の気候や風土を踏まえ高齢者等の居住に配慮した「岩手型住宅」を積極的に推進していきます。



6 観光地

【推進上の課題・視点】

全ての人が、安心して行動できるための、観光施設、宿泊施設等の整備、ユニバーサルデザイン情報の提供促進、関係職員の接遇向上のための取組等を進めていくことが必要です。また、国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、外国人対応を充実することが必要です。

ア 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、観光関係団体と連携して広く発信するとともに、宿泊施設等の受入環境の整備を一層促進し、誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実を図ります。

イ 国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、案内表示への多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）の併記や、外国人対応が可能な観光案内所の設置等を促進していきます。

ウ 国が観光地域向けに策定した高齢者や障がい者等の接遇マニュアルの普及を通じて、音声や手話によるガイド、解説の内容や見所をまとめた媒体の準備など多様な情報提供等の促進に努めます。

7 公園・水辺空間等

【推進上の課題・視点】

様々な公園や水辺空間等の「憩いの空間」についても、人が人らしく生きていくために欠かせないものであることから、様々な人にとって開かれた気持ちよく利用しやすいものとして整備を進めていくことが必要です。

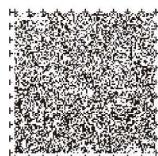
公園や水辺空間等の憩いの空間について、誰もが利用しやすいよう、遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進していきます。

8 商店街

【推進上の課題・視点】

中心市街地商店街は、高齢化の進行等に伴い、一層の活性化が求められていますが、段差解消、利用者ニーズに対応したサービス提供、商品情報の適切な提供等を進めていくことが必要です。

誰もが円滑にショッピングを楽しむことができるよう、駐車場整備、ファミリートイレ、休憩場所等の設置、案内表示・商品展示の改善、接遇の向上等を、モデル的な取組の支援等を通じて促進していきます。



③ 全ての人に使いやすい『ものづくり』

ひとにやさしいまちづくりは、日常生活、社会生活を通じた様々な場面で「連続」していることが必要であり、私たちが日常生活で使用するいろいろな「もの」についても全ての人に使いやすいものであることが重要です。そのために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた製品開発、製品利用の促進を支援していきます。

【推進上の課題・視点】

誰もが使いやすいものづくりについて、製品の企画・開発等の過程における利用者ニーズの把握・反映が必ずしも十分でなく、市場の拡大が進まず、利用者の認知向上にもつながりにくい現状であることから、今後、事業者に対する技術支援・情報提供、利用者に対する啓発を行うとともに、利用者、事業者、研究機関相互の連携、情報共有を進めていくことが必要です。

① 製品開発

ア 県内の製造業におけるユニバーサルデザインの考え方に基づくものづくりの浸透に向け、岩手県工業技術センターにおいて、ユニバーサルデザイン製品にかかる研究開発等を進めるとともに、事業者に対する技術的支援を行っていきます。

イ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものづくりの促進に向け、事業者に対して、利用者ニーズ、新たな技術、先進的な取組等についての情報提供を行っていきます。

ウ 多様な利用者のニーズに対応したものづくりを進めるため、事業者、研究機関、利用者、行政等による連携、情報共有を促進していきます。

エ 鉄器、家具、食器等、地元工芸製品へのユニバーサルデザインの考え方の導入を促進していきます。

オ 優良事例の収集に努め、表彰を実施することにより、事業者の意識啓発を図ります。

② 製品利用

ア 県民が実際に見て、触れてユニバーサルデザイン製品に対する理解を深めることができるよう、庁舎等における展示等に努めます。

イ 県民の意識高揚を図るため、利用者によるユニバーサルデザイン製品にかかるアイデア募集及び表彰を行っていきます。

ウ ユニバーサルデザイン製品の市場拡大に向け、「てまる」プロジェクトの販路開拓支援等の取組を促進していきます。

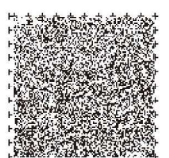


(てまるプロジェクト:平成26年度内閣府特命担当大臣奨励賞を受賞)

介護食器でありながら普通の食器と変わらない、あるいはそれ以上の美しさ、質の高さを備え、料理をより美味しく見せる食器



従来に比べ安価で設置が容易なオストメイト対応のストーマ洗浄装置・パウチクリーン
(有限会社川藤:平成25年度内閣府特命担当大臣奨励賞を受賞)



4 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』

円滑な社会生活を送る上で、全ての人が、必要な情報を、必要なときに、必要な形で受け取り、または発信できることが重要です。

そのために、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用を促進するとともに、複数の方法による情報提供、緊急時の情報発信方法の仕組みづくり等に取り組めます。

また、施設等の整備が進んでも、その情報を得ることができなければ、円滑な社会生活を送ることは困難です。ユニバーサルデザイン施設等に関する情報収集・情報発信に取り組めます。

【推進上の課題・視点】

- 情報発信は、可能な限り、複数の知覚に訴え、複数の媒体により行い、誰でも、どこでも必要な情報を十分に入手できるよう行っていくことが必要です。
- 災害発生時等の緊急時において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者のほか、外国人に対して、必要な情報を迅速に発信できる仕組みを確立し、地域において的確な避難支援が行われるようにすることが必要です。
- 高齢者、障がい者等の「情報（意思疎通、情報取得等）の壁」が情報技術の急速な進展により改善しつつあります。一方で、障がい等により、キャッシュレスなど最近の情報化への対応が困難な人もいることから、これらの方々がパソコン、携帯電話、タブレット端末等の情報機器を十分活用するための環境づくりをさらに進めていくことが必要です。
- 行政機関が発出する文書については、分かりにくさが指摘されており、文字の大きさ、表現等に配慮していくことが必要です。

1 情報発信方法の工夫

ア 誰もが迅速かつ確実に分かりやすい情報を入手できるよう、情報発信は、できるだけ多様な広報媒体を通じて、また、複数の知覚、言語に訴える形で実施するように努めます。

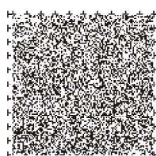
イ 情報発信の種別（印刷物、屋内外の案内表示、音声案内、ホームページ、放送等）ごとに、誰もが必要な時に必要な情報を分かりやすい形で得ることができる、情報のユニバーサルデザイン化の促進に努めます。

ウ 庁舎内の案内表示等のユニバーサルデザイン化を進めていきます。

エ 携帯電話、インターネット等の活用による視覚障がい者、聴覚障がい者など避難行動要支援者への複数手段による防災情報の発信を促進していくとともに、避難行動要支援者名簿の作成及び更新の促進、障がい者の災害対応マニュアルや「おねがいカード」などの普及に努めます。



必要な支援の内容を伝える「おねがいカード」



オ 災害時において外国人が迅速かつ的確に避難することができるよう、多言語や、やさしい日本語による案内表示、災害情報の発信に努めます。

カ 点訳、朗読、手話、要約筆記等にかかる人材の養成を進め、視覚障がい者及び聴覚障がい者への情報発信の充実に努めます。

2 情報発信内容の充実

ア 誰もが円滑な移動のために、あらかじめ、ユニバーサルデザインに対応した公共的施設等の設置状況等の情報を容易に得ることができるよう、「ユニバーサルデザイン電子マップ」等により、その情報を県のホームページで公開し、逐次、情報の更新を行っていきます。

イ 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、いわてバリアフリー観光情報案内所のホームページを活用し、広く発信していきます。

3 情報化対応

ア 急速に進歩する情報技術の適切な活用により、高齢者や障がい者等の社会参加の一層の促進が図られるよう、パソコン教室の実施等、情報ユニバーサルデザイン環境の整備を促進していきます。

イ 高齢者、障がい者等それぞれの特性に配慮し、全ての人に使いやすい情報機器類の普及を促進していきます。

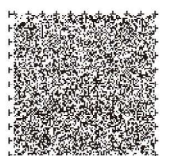
ウ いつでもどこからでも手続きが可能となるよう、インターネットを利用した電子申請・届出等システムを運用し、更にシステム利用手続の拡大や利活用促進などを行い、利便性の向上を図ります。

5 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』

ひとにやさしいまちづくりは、そもそも、全ての人が活躍できる社会づくりを目的とするものです。

全ての人が多様なライフスタイルに応じた就労の場を確保し、能力を発揮できるよう、雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援等に取り組めます。

また、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりに取り組めます。



【推進上の課題・視点】

- 一人ひとりの事情に対応できる、働きやすい職場環境づくりが必要です。地域や家庭等においても、誰もが個性と能力を発揮できるよう、教育・学習の機会の充実、制度・慣行の見直しや意識啓発が必要です。
- 各種催し物、集会、講演会等への全ての人の円滑な参加を可能とする各種の取組を進めていくことは、社会参加を促進していく上で重要であることから、多様な方々が参加しやすい開催、運営を進めていくことが必要です。
- 在留外国人の増加に伴い、外国人県民等^{※8}の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組を進めていくことが必要です。

※8 外国人県民等：外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民。

1 雇用・労働環境整備の促進、子育てと就業の両立支援

ア 「いわてで働こう推進協議会」を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正などの働き方の改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。

イ ライフステージやライフスタイルに合わせて働き続けることができるよう、短時間勤務や副業など、ライフスタイルに応じた新しい働き方ができる環境整備を促進していきます。

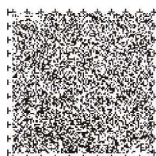
ウ 誰もが持てる能力を最大限に発揮することができるよう、仕事場の段差解消等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化や、省力化機器等の使用による作業の軽減等、就業環境の整備を促進していきます。

エ 市町村と連携し、保育所等の利用定員の拡大や、放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援するほか、保育士や放課後児童支援員等の人材確保に努めるなど、子ども・子育て支援の充実を図ります。

オ 仕事と子育ての両立支援などに取り組む企業等の表彰・認証の促進などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。

カ 家庭・地域・職場など様々な場において、男女がお互いに尊重し、参画する社会となるよう、教育・学習の機会の充実、制度・慣行の見直し、意識啓発等に取り組んでいきます。

キ 障がい者が地域において能力を発揮し、自立した生活ができるよう、障がい者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等を通じて就労先の確保や一般就労への移行及び就労後の職場定着を支援します。



2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

- ア 誰もが参加しやすいようなイベントや会議等の開催・運営方法等（多様な人に配慮した移動手段の確保、ユニバーサルデザイン施設の使用又はバリアフリー措置の実施、託児室等の確保、分かりやすい案内表示、手話通訳等の配置、点訳資料やカラーユニバーサルデザインに配慮した資料等）について、普及を図ります。
- イ 年齢や障がい、子育て、性的指向や性自認等による困りごとに、身近なところで誰もが、様々な相談ができ、その相談内容に応じて必要な支援が受けられる体制づくりを促進していきます。
- ウ 障がい者の充実した余暇活動や社会参加を支援するため、情報機器の利用促進やコミュニケーション支援の充実を図るとともに、福祉的就労の場の拡充を図ります。また、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の提供事業の給付の拡大に努めるとともに、補助犬を伴った行動範囲が拡大されるよう、補助犬についての理解を促進していきます。
- エ 高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進し、活動の活発化を促すため、活動事例の紹介や各種情報提供などの支援を行っていきます。
- オ 認知症の人や家族ができる限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、認知症サポーターの養成等により認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るほか、地域住民と市町村、企業等の連携による高齢者の見守り体制の構築を促進していきます。
- カ 外国人県民等の暮らしやすい環境づくりや活躍を支援するため、外国人相談体制や情報提供体制等の充実を図るとともに、日本語の習得支援や多言語により外国人県民等の生活を支える人材の育成、イベントなどを通じた国際理解・交流の推進に取り組んでいきます。
- キ スポーツの推進により障がい者・高齢者等の配慮が必要な人々の社会参加が進み、障がいのある人もない人も、性別や年齢に関わらず、共にスポーツを楽しむ機会が拡大するとともに、スポーツにおいて女性が活躍し、県民の誰もが互いを理解・尊重しながら生きる社会の実現を目指します。
- ク 障がい者文化芸術祭や音楽祭、アール・ブリュット作品巡回展の開催により、障がい者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できるよう支援します。
- ケ 誰もが、選挙等において円滑に投票することができるよう、障がいのある投票者への配慮等の投票環境の向上について、働きかけていきます。

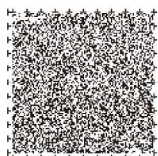


アトリエでの創作風景（るんびにい美術館）

6 推進状況の管理

ひとにやさしいまちづくりの推進状況を明らかにするため、次のとおり、主要な指標を設定します。
これらの指標の推移とともに、関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的にを行います。

推進方向		指標	実績 (平成30年度)	目標 (令和6年度)	単位
1 全ての人が互いに 支え合うことのできる 「心」を醸成する『ひとづくり』	①	ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合	57.9	70.0	%
2 全ての人が安全かつ円滑に 移動でき、快適に 過ごすことができる『まちづくり』	②	バリアフリー化に対応した 特定公共的施設数[累計]	94	108	施設
	③	ノンステップバスの導入率	26.2	41.0	%
	④	ひとにやさしい駐車場利用証制度 駐車区画数[累計]	1,012	1,150	区画
3 全ての人に使いやすい 『ものづくり』	⑤	誰もが使いやすい製品の 研究・開発支援件数[累計]	1	13	件
4 全ての人が必要なときに 必要な形で受け取ることができる 『情報発信』	⑥	手話通訳者・要約筆記者の派遣件数	55	80	件/年
	⑦	ユニバーサルデザイン電子マップ 登録施設数[累計]	1,494	1,580	件
5 全ての人が多様な分野で 主体的に活躍できる『参画』	⑧	保育を必要とする子どもに係る 利用定員(4月1日時点)	31,302	33,834	人
	⑨	障がい者の雇用率	2.2	2.4	%



9 推進主体の役割

ひとにやさしいまちづくりの具体的な推進方向は、上述のとおりですが、その推進には、各主体が、自らの役割を認識し、お互いに連携・協働しながら、主体的、積極的に取り組んでいく必要があります。それぞれの主体の役割についての基本的な考え方は、次のとおりです。

1 県が担う役割

1 推進体制の整備

- ・ 県民、事業者、民間団体、学識経験者等、多様な主体からなる「ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を設置するほか、ひとにやさしいまちづくり推進指針を策定し、全県的な推進を図ります。
- ・ 庁内に設置する「ひとにやさしいまちづくり推進会議」の下、各部署が連携・協力し、計画的、体系的な取組を進めます。

2 進行管理

ひとにやさしいまちづくりの取組を毎年度把握し、検証に努めます。

3 先導的な取組の実践

県民に対する普及啓発、県が行う事務事業へのユニバーサルデザインの考え方の取り入れ、県有施設のユニバーサルデザイン化等を県自ら、率先して進めます。

4 各主体の取組支援

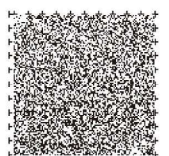
県民、事業者、民間団体、市町村等、ひとにやさしいまちづくりを推進する各主体の取組を支援するため、調査研究や情報の収集及び発信を行います。

5 市町村との連携

市町村の行う各種施策との整合を確保していくため、市町村との連携を強化します。

2 県民に期待される役割

- ① あらゆる啓発や学習等の機会をとらえ、ひとにやさしいまちづくりについての理解を深め、身近でできることから主体的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② 行政や事業者等に対し、問題点の改善等について建設的な提案を行っていくことや、NPO法人等の民間団体の活動、ボランティア活動に積極的に参加する等、活動の輪を広げて行くことが期待されます。



③ 事業者に期待される役割

ひとにやさしいまちづくりを支える取組の多くは、事業者の活動によって成り立っており、その果たす役割は非常に大きいものです。

その意味で、事業者には、多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、情報・サービス提供に取り組んでいくことが期待されます。

そのため、

- ① 事業所内での普及啓発、人材育成等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。
- ② その事業活動にあたり、企画立案等の段階から、できるだけ多様な利用者から意見を聴き、それを反映していくための仕組みづくりを進めていくことが期待されます。
- ③ 利用者、他の事業者、研究機関、行政機関等と連携し、民間における推進活動の中心的役割を担っていくことが期待されます。

④ 民間団体(自治会やNPO法人等)に期待される役割

県民ニーズの多様化が進み、また、地域づくりが行政主導から住民中心の取組へと移行していく中、自治会・自主防災組織活動など地域コミュニティにおける支え合いやNPO法人等の民間団体の役割が重要性を増しています。

このことを踏まえ、今後、ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、推進活動のネットワーク化の促進、多様な利用者のニーズの集約、行政・事業者への改善提案等に積極的に取り組んでいくことが期待されます。

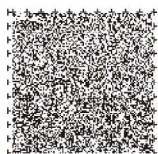
⑤ 市町村に期待される役割

市町村は、ひとにやさしいまちづくりの趣旨を十分に理解し、住民に最も身近な行政機関として、住民参画を積極的に推進し、NPO法人等の民間団体等と連携・協働しながら、様々な分野で、ひとにやさしいまちづくりの推進に主体的・積極的に取り組んでいくことが期待されます。

また、取組を進めるに当たっては、県と連携するとともに、担当部署を明確にしたうえで、推進体制を確立していくことが期待されます。

10 推進指針の見直しについて

推進指針は、令和6年度に新たな指針を策定するほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うこととします。



推進指針策定の主な経過と パブリック・コメントの実施状況

① 「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」 策定の主な経過

令和元年11月21日	○第1回ひとにやさしいまちづくり推進会議開催（会長：知事、副会長：副知事、委員：各部局長） ・指針素案検討
令和元年11月26日	○第1回ひとにやさしいまちづくり推進協議会（諮問機関）開催 ・指針素案検討
令和元年11月	○県議会12月定例会 ・県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定に基づく報告
令和元年12月6日～ 令和2年1月6日	○パブリック・コメント実施 ○圏域説明会開催（県内4カ所（盛岡市、奥州市、久慈市、釜石市）で実施）
令和2年1月26日	○第2回ひとにやさしいまちづくり推進協議会開催 ・パブリック・コメントを踏まえ指針案検討
令和2年1月27日	○第2回ひとにやさしいまちづくり推進会議開催 ・パブリック・コメント及び推進協議会を踏まえ指針案検討
令和2年3月	○県議会2月定例会 ・県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第3条第1項の規定に基づく議会の承認
令和2年3月	○ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)策定・公表

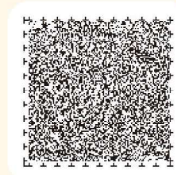
② 「ひとにやさしいまちづくり推進指針(2020～2024)」に係る パブリック・コメントの実施状況

① 意見募集期間

令和元年 12月6日（金）～令和2年1月6日（月）

② 周知方法

- 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- 県ホームページへの資料等掲載
- 指針案説明会の開催（県内4ヶ所、計 44 名参加）
 - 12/18（水） 久慈地区合同庁舎 6階 大会議室
 - 12/19（木） 奥州地区合同庁舎 本庁舎2階 大会議室
 - 12/23（月） 釜石地区合同庁舎 4階 大会議室
 - 12/24（火） 岩手県民会館 4階 第2会議室
- 報道機関への発表
- その他（広聴広報課ツイッター、関係団体等への案内）



3 反映状況

区分	内容	意見件数
A(全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	0
B(一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	0
C(趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	5
D(参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	2
E(対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0
F(その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)	2
	計	9

4 分野ごとの反映状況

区分	件数	A (全部反映)	B (一部反映)	C (趣旨同一)	D (参考)	E (対応困難)	F (その他)
7 具体的な推進方向							
(1)ひとづくり	4			3	1		
(2)まちづくり	4			1	1		2
(3)ものづくり	0						
(4)情報発信	1			1			
(5)参画	0						
計	9	0	0	5	2	0	2

条例のあらまし

● ひとにやさしいまちづくり条例

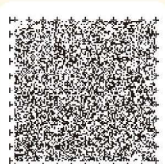
(平成19年岩手県条例第74号)

1. 目的

この条例は、ひとにやさしいまちづくりを推進することにより、全ての人が個人として尊重され、自らの意思に基づき自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を促進し、もって県民福祉の増進に資することを目的としています。

2. 責務又は役割

県、市町村、事業所及び県民は、それぞれの立場からひとにやさしいまちづくりに取り組むべき責務又は役割を有するものとされています。



3. 施策の基本方針

県のひとにやさしいまちづくり施策の基本方針として、①県民意識の高揚、②全ての人が安全・円滑に利用できる公共的施設等の設備の促進を掲げています。

4. 推進指針の策定

県は、施策の基本方針に基づき、施策の基本的な方向その他必要な事項に関する推進指針を策定することとされています。

5. 意識啓発等

県は、ひとにやさしいまちづくりの推進のため、広報その他の啓発活動、教育の充実、情報提供の実施、人材育成及びボランティア活動の促進に努めるものとされています。

6. 公共的施設の整備

医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する「公共的施設」を設置し、所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を全ての人が安全かつ円滑に利用できるよう配慮すべき事項について定める「公共的施設整備基準」に適合させるよう努めるべきものとされています。

7. 新築等の協議

特定公共的施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、公共的施設整備基準に適合させるために講じようとする措置の内容について、知事に協議すべきものとされています。

8. 指導・助言等

知事は、新築等の協議があった特定公共的施設が公共的施設整備基準に適合しないと認めるときは、必要な助言、指導又は勧告をすることとされています。

9. 勧告・公表

知事は、特定公共的施設整備主が新築等の協議を行わずに工事に着手し、又は施設の用途を変更して特定公共的施設としたと認めるときは、当該協議を行うべきことを勧告することができるものとされています。

また、新築等の協議をした者が工事を行った場合において、協議の内容と異なり、かつ、公共的施設整備基準に適合しないときは、当該協議の内容に従った工事を行うべきことを勧告することができるものとされています。

なお、知事は当該勧告を受けた者が勧告に従わないときには、勧告の内容等を公表できるものとされています。

10. 完了検査

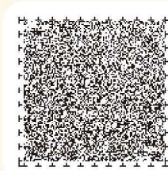
知事は、特定公共的施設の新築等の協議に係る工事の完了の届出があったときは、公共的施設整備基準への適合状況について検査を行うこととされています。

11. 適合証の交付

公共的施設整備基準に適合する整備を行った公共的施設について、適合証を交付することとされています。

12. 岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の設置

ひとにやさしいまちづくり推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会を設置します。



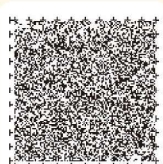
条例の整備対象施設 (公共的施設)

ひとにやさしいまちづくり条例第2条第2項で定める「不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるもの(公共的施設)は右のとおりです。
なお、公共的施設のうち、新築等の際、知事への協議を要するもの(特定公共的施設)は右欄のとおりです。

区分	公共的施設	特定公共的施設
1 医療施設	病院又は診療所	全てのもの
2 商業施設	(1) 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積が300㎡以上のもの
	(2) 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	床面積が300㎡以上のもの
	(3) 郵便局、理髪店又は美容院	床面積が50㎡以上のもの
	(4) 質屋、クリーニング取次店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積が300㎡以上のもの
	(5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業(同法第9条第1号に規定する電気通信回線設備の設置を伴うものに限る。)の営業所又は事務所	全てのもの
3 官公庁施設	官公庁舎その他これに類する施設	全てのもの
4 宿泊施設	ホテル、旅館その他これらに類する施設	床面積が1,000㎡以上のもの
5 社会福祉施設	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、老人ホーム、市町村保健センター、保育所、福祉ホームその他これらに類する施設	全てのもの
6 教育文化施設	学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設	全てのもの
7 公共交通機関の施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	建築物であるもの
8 道路	道路及びこれと一体として整備される施設	全てのもの
9 公園等	公園、遊園地、動物園、植物園その他これらに類する施設	全てのもの
10 その他の施設	(1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	全てのもの
	(2) 集会場又は公会堂	全てのもの
	(3) 神社、寺院、教会その他これらに類する施設	床面積が300㎡以上のもの
	(4) 展示場	床面積が500㎡以上のもの
	(5) 体育館、水泳場、ボーリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設	全てのもの
	(6) 遊技場	床面積が500㎡以上のもの
	(7) 公衆浴場	床面積が300㎡以上のもの
	(8) 白動車の停留又は駐車のための施設	収容台数が30台以上のもの
	(9) 公衆便所	全てのもの
	(10) 火葬場	全てのもの
	(11) 2(5)及び3に該当しない営業所又は事務所で床面積(これらの用途に供する部分の床面積に限る。以下同じ。)が1,000㎡以上のもの	全てのもの
	(12) 共同住宅、寄宿舍又は下宿で一の建築物に存する戸数(寄宿舍又は下宿にあっては、寢室数)が50以上のもの	全てのもの
	(13) 工場で床面積が3,000㎡以上のもの	全てのもの
11 複合施設	1から7まで及び10に掲げる施設の複合施設で、その床面積が1,000㎡以上のもの	全てのもの

※公共的施設
不特定かつ多数の者が利用する施設

※特定公共的施設
公共的施設のうち一定規模以上の施設(知事への協議が必要)



条例の整備基準 (公共的施設整備基準)

ひとにやさしいまちづくり条例第17条に定める「すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう配慮すべき事項について、必要な基準で規則で定めるもの」(公共的施設整備基準)の概要は、右のとおりです。

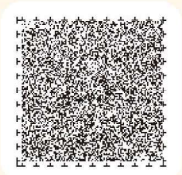
整備項目		整備基準の概要
建築物	廊下等	粗面 点状ブロック等の敷設
	階段	手すり 粗面 点状ブロック等の敷設 回り階段禁止
	傾斜路	手すり 粗面 点状ブロック等の敷設
	便所	車椅子使用者用便房の設置 オストメイト対応設備の設置 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房の設置 床置き式小便器の設置
	宿泊施設の客室	客室総数50以上の場合は、車椅子使用者用客室を客室総数に100分の1を乗じて得た数設置(端数切上げ)
	敷地内通路	粗面 手すり
	駐車場	車椅子使用者用駐車施設の設置 幅 積雪、落雪等に配慮し安全に利用できる場所
	利用円滑化経路(※)	
	出入口	幅 自動ドア 段差禁止 屋根、ひさし、車寄せ上屋等の設置
	廊下等	幅 自動ドア 段差禁止 手すり
	傾斜路	幅 勾配
	エレベーター	設置 籠の広さ 乗降ロビーの広さ 音声 点字
	敷地内通路	幅 自動ドア 段差禁止 傾斜路勾配 手すり ひさし
	標識	見やすい位置に設置 容易に識別できる表示内容
	案内設備	案内板の設置 点字 案内所の設置
	案内設備までの経路	線状ブロック等、点状ブロック等の敷設
	洗面所	滑りにくい床 使いやすい水栓器具
	浴室	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置 使いやすい水栓器具
	観覧席	車椅子使用者席の広さ 車椅子使用者席の確保 車椅子使用者席までの通路
	カウンター等	高さ 蹴込みの設置
	公衆電話台	高さ 蹴込みの設置
	休憩の場所	5,000㎡以上の公共的施設への設置
	授乳等の場所	5,000㎡以上の公共的施設への設置
	水飲み場	高さ 蹴込みの設置 使いやすい水栓器具
	現金自動支払機等	高さ 視覚障がい者の円滑な操作のための表示 出入口の幅 戸 段差禁止
駅	改札口	幅 線状ブロック等の敷設
	通路	粗面 手すり 回り階段禁止 点状ブロック等の敷設 幅 傾斜路勾配
	階段	粗面 手すり 回り階段禁止 点状ブロック等の敷設
	エレベーター	設置 籠の広さ 音声 点字 鏡 乗降ロビーの広さ
	便所	車椅子使用者用便房の設置 床置き式小便器の設置 出入口の幅
	案内板等	高さ、文字、表示、車椅子使用者用便房の表示
	乗客乗降場	落下防止柵 点状ブロック等の敷設
道路	歩道等	幅員 すりつけ勾配 縁石高さ 消融雪施設の設置 点状ブロック等の敷設
	立体横断施設	幅員 手すり 回り階段禁止 点状ブロック等の敷設 エレベーター設置
公園等	出入口	幅 段禁止 粗面 傾斜路勾配
	園路	幅 段禁止 粗面 傾斜路勾配
	ベンチ	配慮

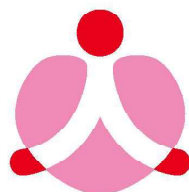
※ 利用円滑化経路：道等から不特定多数の者が利用する居室（利用居室）までの経路、利用居室から車椅子使用者便房までの経路、車椅子使用者駐車施設から利用居室までの経路のうち、それぞれ1以上を全ての人が安全かつ円滑に利用できる経路（利用円滑化経路）とするもの

岩手県ひとにやさしいまちづくり 推進協議会 委員名簿

氏 名	所属機関・団体名及び職名	備考
赤坂 米里子	一般社団法人岩手県歯科医師会 理事	
阿部 昭博	岩手県立大学ソフトウェア情報学部 教授	
伊藤 昇	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会 会長	
及川 清隆	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会 理事長	
大信田 康統	一般社団法人アースメイト 副代表	〈副会長〉
太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事	
岡 正彦	東北福祉大学総合マネジメント学部 教授	
小笠原 純子	公募委員	
小野寺 郁夫	特定非営利活動法人みんなでつくる平泉 理事長	
加藤 隆男	岩手県ボランティア団体連絡協議会 会長	
加藤 千晶	一般社団法人盛岡市医師会 理事	
加藤 秀行	雫石町地域整備課長	
狩野 徹	岩手県立大学 副学長(社会福祉学部 教授)	〈会長〉
川村 正可	公益社団法人日本オストミー協会岩手県支部 事務局長	
菊池 孝	公益財団法人岩手県観光協会 専務理事兼事務局長	
佐々木 祐子	岩手県商工会議所女性会連合会 会長	
鈴木 一成	公益社団法人岩手県バス協会 事務局長	
高橋 修	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会 理事長	
高橋 幸子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会 事務局長	
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会 理事	
竹田 美代子	公募委員	
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協議会 会長	
中嶋 良彦	宮古市保健福祉部長	
畠山 智徳	公益財団法人岩手県国際交流協会 理事長	
旗福 郁子	有限会社オーツー設計事務所 管理部長	
藤岡 大樹	一般社団法人岩手県PTA連合会 副会長	
藤原 哲	株式会社岩手日報社編集局 次長	
山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 助教	
吉本 博之	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 総務部企画室長	
若林 みどり	認定NPO法人いわて子育てネット 理事	

(敬称略、五十音順 令和2年3月現在)





ひとにやさしいまちづくり 推進指針(2020～2024)

令和2年3月

岩手県保健福祉部 地域福祉課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
TEL.019-629-5421 FAX.019-629-5429

ひとにやさしいまちづくりのホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/chiiki/machizukuri/index.html>



いわてユニバーサルデザイン電子マップ

<http://igis.pref.iwate.jp/udmap/>



まちづくりユニバーサルデザインガイドライン

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/1010362/1024142.html>

